

# 東京ドームグループ 成人水泳教室細則

東京ドームグループ 成人教室の会則に基づき、指定管理者は以下の通り細則を定めます。

## 第1条(会員種類)

成人水泳会員は以下の1種類となります。

- ・成人水泳教室

## 第2条〈会費〉

1クール(全12回) 19,800円(税込)

## 第3条〈会費の支払い〉

会費は申込手続き時に窓口にて現金でのお支払いとなります。

## 第4条〈対象及び開催時間〉

成人水泳教室の対象年齢及び開催時間は以下の通りとなります。

対象	時間	曜日
中学生以上	13:00~14:00	日

## 第5条〈休講日〉

- 1 クール内にて回数週の調整による休講(別途スクールカレンダー参照)
- 2 館内整備、補修、その他指定管理者の都合によりやむを得ず臨時に休講させていただく場合もございます。  
この場合は事前に施設内に掲示してご通知いたします。

## 第6条〈定員制〉

- 1 各コース定員制を設けております。

## 第7条〈振替制度〉

クール制につき、振替制度はございません。

## 第8条〈ロッカー利用〉

会員は、スクールに参加している時、必ず施設のロッカーを使用し、使用しているロッカーの鍵の管理をします。指定管理者は、会員の荷物管理の責任を負わないものとし、会員もこれについて何らの異議を申し出ることとはできません。

## 第9条〈改正〉

指定管理者は、必要と認めた場合、諸規則の改定を行うことができます。なお、改定を実施する場合、軽微な改定にとどまるときは、その内容を本施設内における掲示により告知し、そうでないときは、会社は1ヵ月前までに本施設内における掲示及び本施設のウェブサイトにて告知することとし、改定後は、全会員に適用されるものとします。

施行日：第1改正 2015年4月1日

第2改正 2023年10月1日

第3改正 2026年4月1日